

# 公立大学法人公立小松大学職員給与規則

平成30年4月1日

規則第36号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
  - 第2章 本給（第5条～第11条）
  - 第3章 諸手当（第12条～第20条）
  - 第4章 期末手当、勤勉手当（第21条～第24条）
  - 第5章 雑則（第25条～第31条）
  - 第6章 退職手当（第32条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 非常勤職員の給与に関する事項については、別に定める。

### （法令等）

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等の定めるところによる。

### （定義）

第3条 職員の給与は、本給、諸手当及び期末手当、勤勉手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、特別勤務手当とする。

### （給与の支給日）

第4条 給与（期末手当、勤勉手当を除く）は、月の初日から末日までを1給与期間として、当該月の21日に支給する。ただし、その日が公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則第8条に定める休日（以下「休日」という。）の場合は繰り上げて支給する。

2 期末手当、勤勉手当は、6月30日と12月10日に支給する。ただし、その日が休日の場合は繰り上げて支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、大学の財政その他の事情により支給日を変更することがある。

## 第2章 本給

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職本給表 別表第1
- (2) 一般職本給表 別表第2
- (3) 医療職本給表 別表第3

2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

- (1) 第1項第1号 教育職員（保健管理センターの医師を含む）
- (2) 第1項第2号 事務職員、技術職員
- (3) 第1項第3号 医療職員

3 60歳を超える再雇用の事務職員、技術職員、医療職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用の欄に掲げる本給月額とする。

4 65歳を超える教育職員の本給は年俸制とし、別途諸手当のうち扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、時間外・休日勤務手当を支給する。

年俸制の教育職員の本給

職位	本給年額
助教	4,500,000 円
講師	5,000,000 円
准教授	5,500,000 円
教授	7,000,000 円

5 年俸制の給与は、本給年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、毎月第4条第1項の支給日に支給する。

6 前5項の規定にかかわらず、就業規則第30条の規定に該当する者は、その業績や職責に応じて理事長が別に定める。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職務の級は、原則としてその職務に応じ、次表の適用職階表に定める級別の資格基準に従い決定する。

適用職階表

### ①教育職本給表

職務の級	職階（職名）
1 級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

②一般職本給表

職務の級	標準的な職務（職名）
1 級	定型的な業務を行う係員、技術員の職務
2 級	(1) 主任の職務 (2) 技術主任の職務 (3) 高度な知識と経験を必要とする業務を行う係員、技術員の職務
3 級	(1) 係長の職務 (2) 専門職員、技術専門職員の職務 (3) 困難な業務を処理する主任、技術主任の職務
4 級	(1) 課長補佐の職務 (2) 専門員、技術専門員の職務 (3) 困難な業務を処理する係長、専門職員、技術専門職員の職務
5 級	(1) 主任専門員、主任技術専門員 (2) 困難な業務を処理する課長補佐、専門員、技術専門員の職務
6 級	課長の職務
7 級	事務局次長の職務
8 級	事務局長の職務

③医療職本給表

職務の級	職階（職名）
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師の職務 (2) 保健師の職務
3 級	看護主任、保健主任の職務
4 級	看護師長、保健師長の職務

- 2 前項により職務の級が決定された者の号給は、初任給基準表に定められている号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

初任給基準表

本給表	職種	学歴区分	初任給
教育職	教育職員 (助手、助教)	博士課程修了（大学6 卒後）	1 級37号給
		博士課程修了	1 級31号給
		修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6 卒	1 級13号給
		大学4 卒	1 級1 号給

一般職	採用試験	事務職員、技術職員	大学4卒	1級25号給
			短大2卒	1級15号給
			高校卒	1級5号給
	その他	高校卒	1級1号給	
医療職	保健師、看護師		大学卒	2級11号給
			短大3卒	2級5号給
			短大2卒	2級1号給
	准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給	

(経験年数を有する者の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、前条第2項の初任給基準表に定める号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務として次条に定める経験年数換算率が100/100のものに従事した期間の年数を除く。)の月数にあつては、18月。)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(55歳を超える月の翌月以降の期間の年数については2。)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数の換算)

第8条 経験年数の換算は次表の経験年数換算表により算定する。

経験年数換算表

経歴		換算率
職歴	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常勤職員の勤務時間以上勤務するものに限る。)	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間		50/100以下

(昇格)

第9条 職員が就業規則第26条の規定により昇任し、又は別に定める昇格基準に達した場合は、その者の資格及び職責に応じて、上位の級に昇格させる。ただし、昇格前の在級期間が1年未満の場合及び昇格によって他の職員と著しく均衡を欠く場合は、これらの要件を満たすまで昇格を延期する。

2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別表第4に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(降格)

第10条 職員が就業規則第28条の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させる。

2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別表第5に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

第11条 昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（教育職本給表5級の職員は、3号給）とすることを標準として、勤務成績により決定される昇給の区分に応じて次の表に定める号給数とする。

勤務成績区分表

記号	成績区分	号給数	具体例
A	極めて良好	8	特に顕著な業績・成果をあげた場合
B	非常に良好	6	顕著な業績・成果をあげた場合
C	良好	4	良好な勤務成績・態度であった場合
D	やや不良	2	遅刻欠勤が度々ある場合ほか
E	不良	0	職務に消極的で遅刻欠勤も多い場合ほか

3 55歳を超える職員に関する前項の適用については、同項中「4号給(教育職本給表5級の職員は、3号給)」とあるのは、「2号給」とし、その他の成績区分の号給数も1/2を乗じた数とする。

4 57歳を超える職員（教育職員は60歳。一般職本給表の1級及び2級の者を除く。）に関する第1項の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、非常に良好の場合には1号給、極めて良好の場合には2号給とする。

5 前4項の規定にかかわらず、65歳以上の教育職員、60歳以上の再雇用の一般職員及び医療職員は昇給しない。

6 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

7 昇給日は毎年1月1日とし、前回の昇給日又は採用日から1年を超えた期間又は1年未満の期間がある場合は四半期単位で号給数を加減する。

8 休職者及び休業者の昇給は、復職した後、前回の昇給から実勤務期間が通算して1年を超えた最初の昇給日に行う。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

### 第3章 諸手当

#### (扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの（年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれるものを除く。）をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。)

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号、第3号及び第5号該当する扶養親族については6,500円、同項第2号及び第4号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは当月。)から開始し、扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月をもって終わる。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは当月。)から支給を開始する。

#### (管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

2 管理職手当の支給対象職員と支給月額は次のとおりとする。ただし、理事(事務局長を除く)を兼ねる場合は支給しない。

#### 職務区分別手当額

職務区分	金額
副学長	90,000円
学長補佐	70,000円
学部長	90,000円
学科長(学部長が兼ねる場合は支給しない)	70,000円

図書館長	60,000円
センター長	50,000円
教育研究審議会委員（上記の職を兼ねる場合は支給しない）	40,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	30,000円
事務局長	80,000円
事務局次長	65,000円
課長（上記の職を兼ねる場合は支給しない）	50,000円

（住居手当）

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号の区分に応じた額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 前項第2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 住居手当の支給は、その要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、その要件を喪失した日の属する月で終了する。ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から支給を開始する。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩で通勤するとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものを除く。

- (1) 公共交通機関を利用して通勤する者
- (2) 自動車、自動2輪車、自転車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用して通勤する者
- (3) 公共交通機関と自動車等の両方を使用して通勤する者

2 通勤手当の算出は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路、方法によるものとする。

3 第1項第1号の通勤手当の額は、6箇月単位の定期券又は回数券等、割引率が最大の券種で計算し、1箇月ごとに支給する。この計算の結果1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

4 第1項第2号の通勤手当の額は次のとおりとする。

自動車等の使用距離	手当月額	自動車等の使用距離	手当月額
片道 5 k m未満	2,000 円	片道 35 k m以上 40 k m未満	21,600 円
片道 5 k m以上 10 k m未満	4,200 円	片道 40 k m以上 45 k m未満	24,400 円
片道 10 k m以上 15 k m未満	7,100 円	片道 45 k m以上 50 k m未満	26,200 円
片道 15 k m以上 20 k m未満	10,000 円	片道 50 k m以上 55 k m未満	28,000 円
片道 20 k m以上 25 k m未満	12,900 円	片道 55 k m以上 60 k m未満	29,800 円
片道 25 k m以上 30 k m未満	15,800 円	片道 60 k m以上	31,600 円
片道 30 k m以上 35 k m未満	18,700 円		

5 第1項第3号の通勤手当の額は、第3項と前項で規定する額の合計額とする。

6 通勤手当の最高限度額は、第3項から第5項までの規定により算出した額の1箇月当たりの額が55,000円までとする。

7 通勤手当は、月の初日から末日まで全ての勤務を欠いた場合は支給しない。また、月の途中で採用又は支給期間途中で退職した場合は、勤務した期間に応じて支給額を調整あるいは返納させることがある。

(単身赴任手当)

第16条 特に法人の要請を受けて雇用された者で、赴任に伴い住居を移転し、同居していた配偶者若しくは18歳未満の子(以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員のうち、配偶者等の住居から通勤することが困難と認められる場合は、単身赴任手当を支給する。

2 前項の規定は、当該者が前任機関で同様の手当を受給していた者で、赴任に伴い引き続き配偶者等と別居する場合にも適用する。

3 単身赴任手当の月額額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。



### 交通距離別加算額

距離区分	加算額
100キロメートル以上300キロメートル未満	6,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	13,000円
500キロメートル以上700キロメートル未満	20,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	26,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	33,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	38,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	43,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	48,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	53,000円
2,500キロメートル以上	58,000円

- 3 単身赴任手当の支給は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは当月。）から開始し、支給期間は5年間を限度とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当）

第17条 公立大学法人公立小松大学職員勤務時間、休日、休暇等規則（以下「勤務時間規則」という。）第3条に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜時間」という。）である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず勤務時間規則第8条第1項に規定する休日のうち労働基準法第35条に規定する休日（以下「法定休日」という。）に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務時間規則第8条第2項の規定により、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

また、法定休日以外の休日（以下「法定外休日」という。）に勤務を命ぜられた場合は、予め法定休日を同一週内の他の日に振り替えた場合を除き、勤務時間が1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に達するまでは100分の100、それを超えた時間についてはそれぞれ100分の125の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

- 3 勤務時間規則第8条第3項に規定する代休日を与えた場合は、その基となった休日の勤務時間全部に対して1時間当たりの給与額に100分の25の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を加算して

支給する。

- 4 1箇月の時間外勤務時間が60時間（法定休日の勤務を除く。）を超えた場合は、その超えた勤務時間について1時間当たりの給与額に100分の50の支給割合（その勤務が深夜時間である場合は、100分の25を加えた支給割合）を乗じて得た額を加算して支給する。
- 5 前4項の規定にかかわらず、管理職手当の支給を受ける職員、専門業務型裁量労働制を適用した職員、又は変形労働時間制の適用により1週間当りの労働時間が平均して38時間45分以内となる職員には、時間外勤務手当は支給しない。
- 6 前5項の規定にかかわらず、休日に第20条に規定する特別勤務手当に該当する業務に従事した場合は、時間外及び休日勤務手当は支給しない。

（夜間勤務手当）

第18条 所定の勤務時間として深夜時間に亘る勤務を命ぜられた職員には、深夜時間帯の勤務の全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

（管理職特別勤務手当）

第19条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、理事を兼ねる場合は支給しない。また、複数の管理職を併任する場合は、一番高い職務区分に応じた額を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、次表掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

## 職務区分別手当額

職務区分	第1項の額	第2項の額
副学長	8,500円	4,300円
学長補佐	7,000円	3,500円
学部長	8,500円	4,300円
学科長	7,000円	3,500円
図書館長	4,500円	2,300円
教育研究審議会委員	3,500円	1,800円
センター長	4,000円	2,000円
副センター長（保健管理センターに限る）	3,000円	1,500円
事務局長	8,000円	4,000円
事務局次長	5,000円	2,500円
課長	4,000円	2,000円

（特別勤務手当）

第20条 特別勤務手当については、別に定める公立大学法人公立小松大学特別勤務手当に関する細則による。

## 第4章 期末手当、勤勉手当

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職又は死亡した職員に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額の合計額に職務の区分に対応する加算割合（特定管理職員の場合は100分の15をさらに加算）を本給月額に乗じて得た額を加えた額を基礎額として、次表に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

### 基準日別支給率

基準日	支給率		
	一般の職員	特定管理職員	再雇用職員
6月1日	1.225	1.025	0.65
12月1日	1.375	1.175	0.80

\* 特定管理職員とは教育職4級で学部長をいう。

職務別加算割合

区分	職員	加算割合
教育職	4級の職員	100分の15
	3級・2級の職員	100分の10
	1級（33号給以上）の職員	100分の5
一般職	8級の職員	100分の20
	7・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
医療職	4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級（65号給以上）の職員	100分の5

期末手当在職期間別支給割合表

在職期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
2月以上3月未満	100分の30

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職また死亡した職員に対して支給する。

2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給月額（特定管理職員の場合は本給月額に100分の15を乗じて得た額を割り増した額）に前条で規定する職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を基礎として、勤務成績に応じた成績率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

勤務成績評価別支給割合

評価区分	成績率		
	特定管理職員	その他の職員	再雇用職員
勤務成績が特に優秀な職員	1.320	1.060	0.498
勤務成績が優秀な職員	1.175	0.945	0.444
勤務成績が良好な職員	1.020	0.820	0.385
訓告又は嚴重注意を受けた職員	0.865	0.695	0.326
譴責処分を受けた職員	0.720	0.580	0.272
減給処分を受けた職員	0.600	0.480	0.227

勤勉手当期間別支給割合

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

4 勤務成績判定の詳細は別に定める評価基準による。

(期末手当、勤勉手当の除外者)

第23条 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当と勤勉手当は支給しない。

- (1) 基準日以前6箇月以上休職にされている者
- (2) 基準日以前6箇月以上育児・介護休業をしている者
- (3) 基準日以前6箇月以内に出勤停止にされている者
- (4) 基準日前1箇月以内に懲戒解雇又は諭旨解雇された者
- (5) 基準日以降に懲戒解雇又は諭旨解雇の処分が確定している者
- (6) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、その退職

の日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

2 退職後に前項第3号、第4号及び第6号に相当する事実が判明し、懲戒審査で認定された場合には、期末手当、勤勉手当を返納させる。

第24条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、法人の財政事情により期末手当と勤勉手当を減額又は支給しないことがある。

## 第5章 雑則

### (退職者の給与)

第25条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により退職した場合には、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付等、又は傷病補償年金等がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

### (休業者等の給与)

第26条 育児休業、介護休業及び育児短時間勤務、介護短時間勤務をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業、介護休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当、勤勉手当は基準日以前6箇月以内の勤務日数に応じた割合で支給する。
- (2) 育児短時間勤務及び介護短時間勤務をする職員の本給月額は、その者の受ける本給額に、承認された勤務時間を所定の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当の基礎額は、これを適用しないものとして得られる額とする。

### (給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合及び勤務時間規則第9条の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

### (日割計算)

第28条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第29条 第17条、第18条及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第30条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は給与額を算定する過程において、1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(給与の支払い)

第31条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員の同意があった場合は、当該職員が指定する金融機関の職員名義の口座に振り込むものとする。

(退職手当)

第32条 勤続1年以上の職員が退職し又は解雇した場合は、退職手当を支給する。ただし懲戒解雇した者には支給しない。

2 退職手当に関する詳細は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(給与計算の特例)

2 この規則の定めにかかわらず、小松市から出向を命じられて採用した者の本給及び期末手当、勤勉手当、諸手当は、小松市一般職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）を準用して決定する。

3 この規則の定めにかかわらず、平成30年4月1日に学校法人小松短期大学から公立大学法人に移行した職員の本給は、その職務区分に対応した級とし、学校法人小松短期大学で受けていた平成30年3月31日現在の本給を基礎として平成30年4月1日に小松短期大学で定期昇給したものとした額の直近上位の額に対応する号給とする。

4 前項の職員のうち、平成30年4月2日以降に小松短期大学から公立小松大学の専任教員に異動した者の本給は、第5条から第8条の規定に基づき改めて決定する。

5 小松市の職員から引き続き法人に採用した者及び第3項の職員に対する平成30年6月期の期末手当、勤勉手当の期間率の算定には、小松市及び学校法人小松短期大学の勤務期間を通算するものとする。

別表第1（第5条関係）

教育職本給表

職 員 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100
	2	215,200	276,900	324,100	407,400
	3	217,400	279,700	327,200	409,800
	4	219,600	282,500	330,200	412,300
	5	221,700	285,300	333,400	414,600
	6	223,900	287,800	336,200	417,100
	7	226,100	290,000	338,800	419,300
	8	228,200	292,400	341,500	421,800
	9	230,500	295,100	344,500	423,500
	10	232,900	297,600	347,500	426,000
	11	235,300	300,000	350,600	428,400
	12	237,700	302,600	353,900	430,700
	13	240,000	305,000	356,800	432,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300
	15	244,800	309,100	361,200	436,500
	16	247,200	311,000	363,800	438,800
	17	249,300	313,200	366,200	441,100
	18	252,400	315,400	368,400	443,500
	19	255,500	317,400	370,700	445,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200
	21	261,500	321,400	374,900	450,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600
	23	267,400	326,500	379,100	455,000
	24	270,300	329,300	381,100	457,300
	25	273,100	331,400	382,700	459,300
	26	275,700	333,600	384,500	461,500
	27	278,200	335,800	386,300	463,600
	28	280,900	338,300	388,200	465,800
	29	283,800	340,700	390,100	467,900
	30	286,200	342,900	391,800	470,200
	31	288,400	345,000	393,500	472,400
	32	290,800	346,900	395,200	474,500
	33	293,200	349,100	396,900	476,400
	34	295,400	351,400	398,700	478,500
	35	297,900	353,700	400,200	480,800
	36	300,200	355,900	402,000	483,000
	37	302,700	357,600	403,100	485,100
	38	304,400	359,600	404,700	487,100
	39	306,100	361,700	406,300	489,000
	40	307,800	363,600	407,800	490,900
	41	309,700	365,500	408,800	492,900
	42	310,500	367,400	410,400	494,800
	43	311,400	369,200	411,900	496,500
	44	312,300	371,000	413,500	498,400
45	313,200	372,900	414,900	500,300	



46	314,300	374,700	416,500	502,100
47	315,200	376,200	417,900	503,900
48	316,300	378,000	419,500	505,800
49	317,300	379,500	420,900	507,500
50	318,400	381,100	422,200	509,200
51	319,300	382,900	423,500	511,000
52	320,200	384,600	424,800	512,900
53	321,400	385,700	425,500	514,500
54	322,400	387,200	426,500	516,100
55	323,400	388,600	427,400	517,800
56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000
71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,600	448,600	
79	346,500	413,900	449,300	
80	347,400	414,200	449,900	
81	348,400	414,500	450,700	
82	349,400	414,800	451,400	
83	350,400	415,000	451,700	
84	351,400	415,300	452,300	
85	352,000	415,600	452,700	
86	352,600	415,900	453,000	
87	353,200	416,200	453,300	
88	353,800	416,500	453,600	
89	354,400	416,700	453,900	
90	354,800	417,000		
91	355,200	417,300		
92	355,700	417,600		
93	356,200	417,800		
94	356,600	418,100		
95	357,100	418,400		
96	357,600	418,700		
97	358,200	418,900		

	98	358,700	419,200		
	99	359,100	419,500		
	100	359,600	419,700		
	101	360,000	419,900		
	102	360,500	420,200		
	103	360,800	420,500		
	104	361,300	420,700		
	105	361,800	420,900		
	106	362,200			
	107	362,700			
	108	363,200			
	109	363,600			
	110	364,100			
	111	364,600			
	112	365,000			
	113	365,400			
	114	365,800			
	115	366,300			
	116	366,700			
	117	367,100			
	118	367,500			
	119	368,000			
	120	368,400			
	121	368,700			
	122	369,100			
	123	369,600			
	124	369,900			
	125	370,300			
	126	370,800			
	127	371,300			
	128	371,700			
	129	372,100			
再 用 員		282,400	293,400	315,300	399,300

別表第2（第5条関係）

一般職本給表

職員の分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	

43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					

	95		294,800	342,700					
	96		295,200	343,100					
	97		295,400	343,200					
	98		295,700	343,700					
	99		296,100	344,100					
	100		296,500	344,400					
	101		296,700	344,700					
	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任 用員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

別表第3（第5条関係）

## 医療職本給表

職 員 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100	

	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		

再任職員		295,800	338,200	392,600	465,600
------	--	---------	---------	---------	---------

別表第4（第9条関係）

昇格時号給対応表

イ 行政職俸給表（一）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27



42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		

94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

ロ 教育職俸給表（一）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1

18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	21	1
52	32	40	22	1
53	33	41	22	1
54	33	41	22	1
55	33	42	23	1
56	34	42	23	1
57	34	43	23	1
58	34	43	24	2
59	35	44	24	3
60	35	44	24	4
61	35	45	25	5
62	36	46	25	6
63	36	47	26	7
64	36	48	26	8
65	37	49	27	9
66	37	50	27	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11

70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	30	13
74	41	57	30	13
75	42	58	31	14
76	42	58	31	14
77	43	59	31	15
78	43	59	32	
79	44	60	32	
80	44	60	32	
81	45	61	33	
82	45	61	33	
83	45	61	33	
84	46	62	34	
85	46	62	34	
86	46	62	34	
87	47	63	35	
88	47	63	35	
89	47	63	35	
90	48	63		
91	48	63		
92	48	63		
93	49	63		
94	49	63		
95	49	63		
96	49	63		
97	50	63		
98	50	63		
99	50	63		
100	50	63		
101	51	63		
102	51	63		
103	51	63		
104	51	63		
105	52	63		
106	52			
107	52			
108	52			
109	53			
110	53			
111	53			
112	54			
113	54			
114	54			
115	54			
116	54			
117	54			
118	55			
119	55			
120	55			
121	55			

122	55			
123	55			
124	56			
125	56			
126	56			
127	56			
128	56			
129	56			

ハ 医療職俸給表（一）昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1

42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	28	33	25	5
50	28	34	26	6
51	28	35	27	7
52	29	36	28	8
53	29	37	29	9
54	29	37	30	9
55	29	38	31	10
56	30	38	32	10
57	30	39	33	11
58	30	39	34	11
59	30	40	35	12
60	31	40	36	12
61	31	41	37	13
62	31	41	37	13
63	31	42	38	14
64	32	42	38	14
65	32	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	
74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	
77		47	43	
78		48	43	
79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	
90		50		
91		50		
92		50		
93		51		

94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

別表第5（第10条関係）

降格時号給対応表

イ 行政職俸給表（一）降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45

41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				



93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 教育職俸給表（一）降格時号俸対応表

降格した日の前日 に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	57
2	22	14	30	58
3	23	15	31	59
4	24	16	32	60
5	25	17	33	61
6	26	18	34	62
7	27	19	35	63
8	28	20	36	64
9	29	21	37	66
10	30	22	38	68
11	31	23	39	70
12	32	24	40	72
13	33	25	41	74
14	34	26	42	76

15	35	27	43	77
16	36	28	44	77
17	37	29	45	77
18	38	30	46	77
19	39	31	47	77
20	40	32	48	77
21	41	33	51	77
22	42	34	54	
23	43	35	57	
24	44	36	60	
25	45	37	62	
26	46	38	64	
27	47	39	66	
28	48	40	68	
29	49	41	70	
30	50	42	74	
31	51	43	77	
32	52	44	80	
33	55	45	83	
34	58	46	86	
35	61	47	89	
36	64	48	89	
37	66	49	89	
38	68	50	89	
39	70	51	89	
40	72	52	89	
41	74	54	89	
42	76	56	89	
43	78	58	89	
44	80	60	89	
45	83	61	89	
46	86	62	89	
47	89	63	89	
48	92	64	89	
49	96	65	89	
50	100	66	89	
51	104	67	89	
52	108	68	89	
53	111	69	89	
54	117	70	89	
55	123	71	89	
56	129	72	89	
57	129	74	89	
58	129	76	89	
59	129	78	89	
60	129	80	89	
61	129	83	89	
62	129	86	89	
63	129	105	89	
64	129	105	89	
65	129	105	89	
66	129	105	89	

67	129	105	89	
68	129	105	89	
69	129	105	89	
70	129	105	89	
71	129	105	89	
72	129	105	89	
73	129	105	89	
74	129	105	89	
75	129	105	89	
76	129	105	89	
77	129	105	89	
78	129	105		
79	129	105		
80	129	105		
81	129	105		
82	129	105		
83	129	105		
84	129	105		
85	129	105		
86	129	105		
87	129	105		
88	129	105		
89	129	105		
90	129			
91	129			
92	129			
93	129			
94	129			
95	129			
96	129			
97	129			
98	129			
99	129			
100	129			
101	129			
102	129			
103	129			
104	129			
105	129			

ハ 医療職俸給表（一）降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52

9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	45	41	49	
26	46	42	50	
27	47	43	51	
28	51	44	52	
29	55	45	53	
30	59	46	54	
31	63	47	55	
32	65	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	
38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	
48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	

61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			